

尼崎市監査公表第7号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長等から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成30年5月30日

尼崎市監査委員 今 西 昭 文

同 藤 川 千 代

同 久 保 高 章

同 松 澤 千 鶴

## 措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成29年3月24日
3 措置通知日	平成30年3月26日
4 監査結果の内容	<p><u>健康づくり教室受講料の徴収業務について</u></p> <p>教育委員会事務局は、各地区体育館の管理運営を指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に委ね、健康づくり教室を協定書等で定められた業務として実施させ、受講者からの受講料を徴収させている。</p> <p>しかしながら、当該受講料は私人への徴収の事務委託を定めた地方自治法施行令第158条に規定されている徴収範囲に該当しないため、同施行令に抵触していた。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ振興課)</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>健康づくり教室自体のあるべき業務形態の検討を踏まえた上で、それに応じた適切な事務を行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>当該指摘を受けたことを機に改めて事業を見直した結果、平成30年度から、市が委託していた健康づくり教室を、指定管理者の自主事業とすることとした。</p> <p>これにより、健康づくり教室受講料については、尼崎市の収入ではなく指定管理者の収入となることから、地方自治法施行令第158条の規定への抵触は解消された。</p>

## 措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	平成30年3月26日
3 措置通知日	平成30年5月17日
<p>4 監査結果の内容</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>塚口駅南自転車駐車場の土地・建物使用料について</u></p> <p>(1) 土地・建物いずれの使用料も算定根拠の適正性に問題があり、不当に低い価額となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地使用料については、平成8年度に道路区域から外し、公有財産規則に基づく行政財産使用許可としていたが、20年度以降、道路占用料徴収の考え方に変更している。</li> <li>・建物使用料については、平成20年度以降、公有財産規則の建物使用料算定基準ではなく、減価償却後の残存価額を基準に用いた計算方法を暫定措置として適用し、現在に至っている。</li> </ul> <p>(2) これらの決裁は、尼崎市事務処理規程で市長の決裁が必要とされる「異例な若しくは疑義のある事項」であるにもかかわらず、局長決裁となっていた。</p> <p style="text-align: right;">(放置自転車対策担当)</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p style="margin-left: 20px;">塚口駅南自転車駐車場の土地・建物の使用料については、適正な算定方法に基づくものに改めること。また、決裁権限の適正性確保にも十分留意すること。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p style="margin-left: 20px;">平成30年度から尼崎市公有財産規則に則った算出方法に基づき、土地及び建物の使用料を請求した。なお、使用料変更決裁の決裁区分については、尼崎市事務処理規程第11条に従い資産統括局合議のうえ市長決裁とした。</p>	